

港湾局発注関連業務適正化検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 港湾局が発注する工事等に係る設計書の設計積算の適正処理及び入札・契約事務の制度理解の向上とコンプライアンスの徹底を図るため、港湾局発注関連業務適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 工事等設計書に係る設計積算ミスの検証、発生原因の究明、防止対策に関すること。
- (2) 工事等設計書に係るシステム入力ミスの検証、発生原因の究明、防止対策に関すること。
- (3) 工事等の入札・契約事務の制度理解の向上とコンプライアンスの徹底に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長、委員、事務局をもって組織する。

2 委員長には港湾局長を、副委員長には港湾振興部長、川崎港管理センター所長をもって充てる。ただし、所長が事務職員の場合は技術職員の副所長をもって充てる。

3 委員は別紙1のとおりとする。

(委員会の運営)

第4条 委員長は、委員会を招集し総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員会は、委員長が必要と認めるときに、委員長が召集することとする。

(部会の設置)

第5条 委員会は、第2条に規程する事項に関し必要な検討を行なうため、部会として「入札契約制度コンプライアンス部会」、「設計積算ミス防止部会」及び「システム入力ミス防止部会」を置く。

2 部会は、部会長、委員、事務局で組織するものとし、別紙2のとおりとする。

(部会の運営)

第6条 部会長は、部会を招集し総理する。

- 2 部会は、委員会に付議する事案についてあらかじめ審議し、その結果を、委員会に報告する。
- 3 部会は、部会長が必要と認めるときに、部会長が召集することとする。

(関係職員の出席)

第7条 委員会及び部会において必要があると認められるときは、関係職員の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び各部会の庶務は、各事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行する。